

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置の完了について

本日、1月10日に東かがわ市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置が完了(※)しましたので、以下のとおり、お知らせします。

1 発生農場

(1) 概要

所在 地：東かがわ市
飼養状況：採卵鶏 約2.4万羽

(2) 防疫措置の完了日

1月12日(月) (完了時間 14時00分)

※ 防疫措置の完了とは、農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、殺処分、死体の処理、汚染物品（鶏卵、飼料及び糞等）の処理、鶏舎等の消毒がすべて完了したことを言います。

2 今後の予定

(1) 発生農場において、1週間間隔を目標に2回の消毒を実施

(2) 防疫措置完了から10日が経過する1月23日(金)に検査(※)を実施

※移動制限区域内の農場を対象とした清浄性確認検査及び搬出制限区域内の農場を対象とした搬出制限区域解除検査

(3) 1月23日(金)、(2)の検査で陰性を確認後、搬出制限区域を解除

(4) (2)の清浄性確認検査で陰性が確認された場合、防疫措置完了から21日が経過する2月3日(火)午前0時(2月2日(月)24時)をもって、移動制限区域を解除し、消毒ポイントを廃止

(5) 解除された移動制限区域及び搬出制限区域は、監視強化区域として、防疫措置完了から28日が経過する2月10日(火)まで農場の監視を継続

3 その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉及び鶏卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。